

会計年度任用職員（労働安全衛生管理員 （保健師））を募集します【令和3年度】

（総務部 人事課）

職種	労働安全衛生管理員(保健師)	
業務内容	労働安全衛生管理に関する業務、職場健診業務、健診結果事務フォロー、産業医等面接、過重労働者への対応、療養者への個別支援、安全衛生委員事務局補助、その他職員の健康管理に関する業務、その他一般事務	
応募資格	保健師	
任用期間	1 会計年度以内(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週 5 日(月曜日から金曜日)	
勤務時間	週 30 時間	
勤務場所	宜野湾市役所(人事課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年 6 日)、子の看護休暇(最大年 5 日)、夏季休暇(最大 3 日)、忌引休暇等
	無給休暇	産前・産後休暇等
報酬額(時給額)	1,641 円～1,695 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 1.45 月分(6 月と 12 月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。 ※本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・雇用期間が 1 年以上見込まれること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの ※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。	
労災保険	あり	

備考	
問合せ先	098-893-4411(内線 1434) 担当:真野